

# 株式会社川北電工行動計画（第5回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和 2年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 2年 6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は就業訓練の推進

<対策>

- 令和 2年 4月～ 受入体制について検討開始
- 令和 2年 4月～ トライアル雇用等を通じた雇入れ
- 令和 2年 7月～ 関係機関・学校との連携
- 令和 3年 1月～ 社員への周知及びホームページなどによる取組の周知
- 令和 3年 4月～ 職場見学及びインターンシップの受入開始

目標3：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 令和 2年 4月～ 所定外労働時間の実態調査
- 令和 2年 4月～ 毎月1回以上のノー残業デーの実施